

**公益財団法人日本健康・栄養食品協会**  
**役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程**

(目的及び意義)

**第1条** この規程は、公益財団法人日本健康・栄養食品協会（以下「本協会」という。）の定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

**第3条** 本協会は、評議員、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる

- 2 常勤理事の報酬は年額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等必要の都度、定額報酬を支払うことができる。
- 3 非常勤役員には、定款第36条に定めるとおり、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第18条に定めるとおり、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
- 5 役員等には退職に当たって、退職慰労金は支給しない。

(報酬等の額の決定)

**第4条** 本協会の常勤理事の報酬総額は別表第1「年間報酬総額」に定める金額以内とし、理事長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の役員に配分するものとする。

2 非常勤役員に対する報酬は別表2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。

3 評議員の報酬等は、別表第3に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

**第5条** 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員及び評議員にあつては、理事会もしくは評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

**第6条** 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金を控除して支給する。

(通勤手当)

**第7条** 役員等には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

(費用)

**第8条** 本協会は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

**第9条** 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

**第10条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

**第 1 1 条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

**附 則**

この規程は、公益法人 日本健康・栄養食品協会の設立の日から施行する。  
(平成 2 3 年 3 月 2 5 日理事会議決) (平成 2 3 年 7 月 1 日施行)

2 改 正 本規程は、平成 2 4 年 6 月 1 1 日から施行する。

(平成 2 4 年 6 月 1 1 日評議員会議決)

3 改 正 本規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 3 0 年 3 月 2 8 日評議員会議決)

別表第 1 常勤理事の年間報酬総額

・理 事 長	1, 2 0 0 万円 以内
・専 務 理 事	1, 1 0 0 万円 以内
・常 務 理 事	1, 0 0 0 万円 以内
・その他業務執行理事	9 0 0 万円 以内

別表第 2 非常勤役員の報酬

1 理事会出席の都度、出席報酬として一人一律 1 万円

2 非常勤理事が上記以外の協会運営等に関する業務を行った場合は、別途、理事長が報酬を支給することができる。ただし、その額は、毎年度の総額が 2 0 0 万円を超えないものとし、非常勤理事への依頼業務及びその報酬額について理事会に報告することとする。

別表第 3 評議員の報酬

1 評議員会出席の都度、出席報酬として一人一律 1 万円

2 ただし、職務執行の対価としての報酬額は、毎年度の総額が 2 0 0 万円を超えないものとする。